

博士學位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

第 16 号

2018（平成 30）年 4 月

聖心女子大学

は し が き

本号は、学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）第8条による公表を目的として、2018（平成30）年2月19日、本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査結果の要旨を収録したものである。

学位記番号に付した甲は聖心女子大学学位規程第5条第1項（いわゆる課程博士）によるものであることを示す。

目 次

氏 名	服部 紀子 (はっとり のりこ)	1 頁
学位の種類	博士 (文学)	
学位記の番号	甲第 34 号	
学位授与年月日	2018 (平成 30) 年 2 月 19 日	
学位授与の条件	聖心女子大学学位規程第 5 条第 1 項該当	
審査研究科	聖心女子大学大学院文学研究科	
論文題目	「格」の日本語学史的研究 ——江戸期蘭文典から鶴峯戊申『語学新書』へ——	

氏 名	服部 紀子 (はっとり のりこ)
学位の種類	博士 (文学)
学位記の番号	甲第 34 号
学位授与年月日	2018 (平成 30) 年 2 月 19 日
学位授与の条件	聖心女子大学学位規程第 5 条第 1 項該当
審査研究科	聖心女子大学大学院文学研究科
論文題目	「格」の日本語学史的研究 ——江戸期蘭文典から鶴峯戊申『語学新書』へ——
論文審査委員	(主査) 教 授 小 柳 智 一 (副査) 准 教 授 岩 田 一 成 (副査) 名 誉 教 授 山 田 進 (本学非常勤講師)

博士学位論文の要旨

本論文は日本語の文法研究史においてヨーロッパ言語の格がどのように取り入れられたかという格概念の移入プロセスについて論述する。

格は名詞そのものの語形変化に関わる形態的特徴を持つが、その一方で名詞の係り先との論理的意味関係の問題でもあり、様々な論が存在する。日本語研究において言えば、名詞は語形変化しないため、格の標示形式を扱うに際し、格助詞のみに注目するか、「名詞＋格助詞」というまとまりで考えるか、格を統語関係と捉えるか、意味役割と捉えるかなどの立場が存在する。ただし、格が名詞の関わる文法範疇であることは共通の理解となっている。

ところが、日本語研究の学説史を振り返ると、近代を代表する文法研究の大家、山田孝雄と松下大三郎は共に名詞だけでなく動詞や副詞にも「格」を認めている。両者の学説は何故このような「格」を示したのであろうか。これが本研究の出発点となる。

江戸時代におけるオランダ語学史については、杉本（1977）が各種の蘭文典を取り上げ、それらの依拠した文典やその内容の妥当性を問いながら書誌的研究から語学的研究に至るまで詳細な調査を行っている。また岡田（2010）では国学・漢語学（唐話学も含む）・蘭学の言語研究を相互に比較することの必要性を説いており、新たな視点での研究が始められている。しかしそのような中で、江戸時代の蘭学者がオランダ語における「格」という概念をどのように理解し、またそれが日本語観にどのように影響したのかというオランダ語との対照言語学的視点によって得られた日本語の見方については、考察すべき余地がある。

近代の文法学説には近世の国学を継承して発展させたもの、西洋文典の学説を取り入れたもの、あるいは両者を融合させたものが見られるが、「格」研究に限って言えば、「格」という概念を構築しなかった国学からは「格」に関する直接的な継承は認められない。すなわち、格について言及する蘭文典の格が近代以降の格理解に何らかの影響を与えたと推測される。したがって、蘭文典の格を明らかにすることは蘭語学史だけの問題ではなく日本語学史においても重要な課題となる。

第1章では『六格前篇』においてオランダ語の格がどのように示されているかについて考察をする。オランダ語の学習を家屋建築になぞらえて、文の構成を知るためには「六格」を学ぶことが不可欠であることを強調し、統語論的観点によって格を位置づけていた。「正名詞」（名詞）には「六格ニ帰ス」、「宗詞」（冠詞）、「陪名詞」（形容詞）、「前詞」（前置詞）には「係リ」「標シ」という表現をそれぞれ意識的に使用し、格機能を有するものと格標示するものとを明確に区別していた。格機能を有するのは「正名詞」（名詞）、「斥詞」（代名詞）であるとし、格標示するのは「正名詞」（名詞）、「斥詞」（代名詞）、「宗詞」（冠詞）、「陪名詞」（形容詞）の「挖揉」（格変化）および「前詞」（前置詞）であることが明らかになった。

第2章では『和蘭語法解』におけるオランダ語の格理解について考察した。キーワードとなったのは「転変」「標的」「六格ニ関係スル言」である。『和蘭語法解』は「転変」という表現を語形変化全般に用いるが、「六格」に関わる際に用いる「転変」は格変化を示していた。「六格ニ関係スル言」として「性言」（冠詞）、「名言」（「自立名言」（名詞）・「附属名

言」(形容詞))、「代言」(代名詞)、「分言」(分詞)の4品詞を挙げる。これらは「六格」に「転変」という共通点を持つが、このうち格機能を有するものを「自立名言」(名詞)及び「代言」(代名詞)とし、それ以外を間接的に「六格」に関わるものとして区別した。また、「標的」(格を示すマーカー)として挙げる具体例に着目して「六格」との関係を考察した結果、格標示は「性言」(冠詞)によるもので、「蓋言」(前置詞)や「感言」(間投詞)は副次的存在として位置付けていた。そして格標示形式の基本は「性言+自立名言」であることが明らかになった。

第3章では、第1章並びに第2章で考察した2冊の蘭文典が日本語の格についてどのように捉えているかを検証した。『六格前篇』『和蘭語法解』の両書に共通して言えることは、格機能を有するものと格標示するものという両側面からオランダ語の格を捉え、格機能を有するのは名詞であるとしていることであった。しかし、格標示形式の捉え方には差異が見られた。『六格前篇』は語形変化もなく冠詞も伴わない固有名詞の格標示について、それ自身で格標示することが可能と考えたのに対し、『和蘭語法解』は冠詞を伴うことが格標示の基本形式と捉えているため、固有名詞の場合もゼロ冠詞によって格標示すると考えた。このようなオランダ語に対する格理解の相違が日本語の格及びテニヲハ理解にどのような違いとなって現れるかが本章の課題となった。考察の結果、オランダ語の格理解が日本語の格理解へ反映されていることが明らかになる。すなわち、名詞および代名詞が格機能を有するという点で一致をみるが、格標示形式において両書に違いが現れた。『六格前篇』では格標示するあらゆる現象を網羅的に抽出した結果、格助詞、係助詞、終助詞といったテニヲハのほかに「なり」「あり」「いわゆる」が含まれる。『和蘭語法解』はオランダ語の「性言」に相当するものを日本語のテニヲハであると理解し、オランダ語の格標示形式が「性言+名詞」であったように、日本語の格標示形式は「名詞+テニヲハ」に統一した。

このような両書の違いは格標示形式が非表出である場合の処置にも現れていた。『六格前篇』は名詞に助詞がつかない場合を「徒」と呼んで格標示形式の1つとした。これには本居宣長の影響が大きく関わっている。それに対し『和蘭語法解』はゼロ辞が存在すると捉えることで格標示形式は「名詞+テニヲハ」に統一していた。

第4章では、蘭文典の文法体系を初めて取り入れたとされる『語学新書』の「格」がどのような言語現象について用いているのかを蘭文典との関係から考察した。先行研究では『語学新書』の「格」は naamvallen を誤った理解によって日本語に踏襲しようとしたとする。しかし、『語学新書』の「格」の使用状況を調査すると、文法用語としての用法の他に、「形態的特徴」「統語的規則」「品詞的資格」を意味する一般名詞としての用法も見られた。一方、「格」を文法用語として用いる場合には naamvallen に相当する「格」と tijden に相当する「格」の使用が確認された。文法用語としての「格」を蘭文典である『和蘭語法解』と比較した結果、『語学新書』は日本語の特徴である「助辞」が「体言」に付与される現象を『和蘭語法解』で言う「転変」と捉え、「用言」に「助辞」が付与される言語表現も同一の「転変」であるとした。これにより「体言助辞六格」と「用言助辞三格」を「九格」という一つのカテゴリーに含めた。

さらに、「九格」に関わる重要な概念「君臣民」について検討した結果、これは統語論的観点によるものであり、「九格」と密接な関係にあることがわかった。「君」は「体言+能格の助辞」、「臣」は「体言+所格の助辞」、「民」は「用言+助辞」が「君臣民」の構成要

素である。この場合、「君」「臣」における「助辞」の非表出については何らかの「助辞」の省略と解釈し、「民」の場合は「助辞」が見つからない現象であるとして「欠助辞」と呼んだ。

第5章では、「君臣民」という文法概念がどのようにして成立したのかについて国学との関わりから検討した。『語学新書』の「君」「民」は宣長の「本」「末」に基づいていることから、「君」と「本」の比較を行ったところ、両書の「かかり」には対象とする言語表現に違いが見られることや、挙例の解釈に異なりがあった。さらに、その理由を検証するため、『語学新書』が挙げる用例を『詞の玉緒』ではどのように扱っているかについて調査した結果、『語学新書』の「君」と『詞の玉緒』の「本」とは根本的に異なる概念であることが判明した。また、第5章ではこれまで問われることのなかった『語学新書』と『六格前篇』との類似性も指摘した。

以上の考察により、名詞のカテゴリーではなく動詞にまで拡張させて用いている『語学新書』の「格」は蘭語学及び国学の言語研究に基づくものであることが明らかになった。結論として、鶴峯は、蘭文典における格変化を、日本語に現れる「体言」「用言」に助詞や助動詞が付随する言語表現と同一であると捉え、一括して「九格」としたのである。その一方で、国学における「本」「末」を基に文内における述語成分と述語以外の成分とを認識し、さらに蘭文典の「能格」「所格」によって「君」と「臣」という文の成分を抽出した。つまり、「九格」は文の成分となる「君臣民」の構成要素であった。蘭語学研究ではオランダ語を翻訳する立場から格概念を説いていたが、それを日本語の助詞・助動詞に反映させた『語学新書』は、単なるオランダ語文法の模倣ではなく、近代における文法学説の先蹤だったのである。「格」を名詞だけの概念としなかったのは、山田文法や松下文法が初出ではなく、日本語に「格」を導入する最初の段階ですでに現れていたことになる。本論文により、『語学新書』の格研究は近代文法学説史の前史として位置づけられた。

**A History of the Studies on Grammatical Category *Kaku* in Dutch and
Japanese Grammar : the Changes from the Dutch Grammars in Edo
Period to *Gogaku-Shinsyo* by Shigenobu Tsurumine**

Abstract

This dissertation explores the process of how the concepts of cases in European languages were integrated into Japanese grammars in Edo period from historical perspective.

There are various theories regarding cases of nominal phrases. On one hand, they show morphological characteristics such as the noun declension. However, on the other hand, the cases are also affected by the modifier of the nominal phrases and selective binding of the predicate-argument structures. The abovementioned noun declension does not occur as for Japanese language. Therefore, various theories on the case marking are proposed in Japanese linguistics as follows: case particle preference; chunking by noun with case particles; syntactic dependency preference; and semantic role preference. Even though we have several theories in Japanese linguistics, researchers agreed that the cases are the important grammatical categories for Japanese nominal phrases.

In Japanese, cases are regarded as noun specific grammatical categories. However, in the history of Japanese grammar studies, Yoshio Yamada and Daizaburo Matsushita, who are great grammarians in modern era, recognized the existence of ‘cases’ in Japanese verbs and adverbs. The research question of this dissertation is why both of these scholars presented a theory of ‘cases’ in Japanese verbs and adverbs.

In the studies of Japanese classical literature before modern era, the researchers did not admit the concept of ‘cases’. The concept of ‘cases’ were presented in imported Dutch grammar books. We suppose that the Dutch books affected on the construction of the case understanding in modern era. This dissertation also explores four issues on ‘cases’ in the Dutch grammar books. The issues on ‘cases’ in the Dutch grammar books are important not only for the history of Dutch literature studies but also for the history of Japanese literature studies.

First, we explore how *Rokkaku Zenpen* and *Orandago-hoge* specified cases in Dutch language. These two books agreed that nouns is the most fundamental grammatical category with case functions, in which the nominal cases in Dutch are considered not only as nouns with case functions but also as nouns with case markers. However, the two books had different understanding on the case marking system in Dutch. *Rokkaku Zenpen* regarded all forms used to indicate case as the case marking systems. In contrast, *Orandago-hoge* regarded ‘article+noun’ as the case marking system. The difference of case marking systems affected Japanese case and postpositional particles understandings. In other words, though the two books agreed that nouns and pronouns

in Japanese have a case function the understanding of the case marking systems are disagreed. *Rokkaku Zenpen*'s case marking system permits other than case particles such as adverbial particles, end particles, auxiliary verb `nari`, light verb `ari`, and adnomial `iwayuru`, whereas *Oranda-goho-ge*'s case marking system presents that 'seigen'(article) of Dutch is equivalent to Japanese postpositional particles.

Second, we explore the cases `Kaku' in *Gogakushinsyo* which is the first implementation of the Dutch grammar system in Japan. The word `Kaku' is used in *Gogakushinsyo* not only for the grammatical term, but also for the general nouns to represent morphological characteristics, syntactic rules, and the same qualifying part of speech. We confirmed that the uses of `Kaku' are equivalent to "naamvallen" (case) and "tijden" (tense) when the author of *Gogakushinsyo* used `Kaku' as a grammar term. The phenomena is derived from the influence of the Dutch grammars, Thus, we compared the phenomena in *Oranda-goho-ge*. In *Gogakushinsyo* the adjoining Japanese particles to nouns are regarded as 'Tenppen' (case inflection) of *Oranda-goho-ge*. The adjoining auxiliary verbs to verbs are also regarded as `Tenppen'. Because of these considerations, he has included six cases for substantives auxiliary words and three cases for declinable auxiliary words into one category of 'nine cases'.

Third, we explored the important syntactic concept of 'Kun-Shin-Min(君臣民)' which is closely related to these nine cases. The compound word `Kun-Shin-Min' is composed by the following three syntactic categories. The word `Kun' is used as 'substantives + auxiliary word of nominative case'. The word `Shin' is used as 'substantives + the auxiliary word of oblique case'. The word `Min' is used as 'declinable word + auxiliary verb'.

Finally, we examined how the grammatical concept of 'Kun-Shin-Min' were established. It has already reported that `Kun' and `Shin' are based on `Moto(本)' and `Sue(末)' of *Motoori Norinaga*'s Japanese grammatical categories. However, the interpretation of described contents are different between the two books, We explore the cause of the differences. We newly find that the two concepts of `moto' in `Kotoba no Tamanoo' and `Kun' in *Gogakushinsyo* are totally different.

According to the above-mentioned discussions, this dissertation concludes by the following findings. We find that `Kaku' of *Gogakushinsyo* was based on studies on Dutch languages and Kokugaku. We also find the early stage of introducing `cases' in Japanese, and the researches of `Kaku' in *Gogakushinsyo* at the prehistory of modern grammatical researches.

学位申請論文の審査結果の要旨

学位申請者 服部 紀子
論文題目 「格」の日本語学史的研究
——江戸期蘭文典から鶴峯戊申『語学新書』へ——
審査委員 主査：小柳 智一
副査：岩田 一成
副査：山田 進（本学名誉教授 現非常勤講師）

1. 論文の要旨

「格 (case)」は言語学の基本的な用語および概念だが、日本語学（国語学）では独自に創案されず、近世江戸期に西洋言語学（蘭語学）との邂逅によってもたらされた。本論文は、日本語学の歴史において「格」の概念がどのように輸入され、取り入れられたかを跡づけたものである。論文は序章と終章を含めて全7章からなる。

序章では、日本の近代の文法研究における「格」を概説し、研究全体の出発点を述べる。現代の日本語学では、格は名詞に関する文法範疇と考えるのが普通だが、近代を代表する大文法家の山田孝雄（1875-1958）と松下大三郎（1878-1935）の著作では、名詞だけでなく、動詞や副詞に関しても「格」という用語が使われた。なぜこのような「格」の使用があったのか、これが本研究の出発点である。この問いに答えるために、山田・松下より前の時代の鶴峯戊申（1788-1859）の研究、さらに鶴峯に影響を与えた江戸期蘭文典まで遡って調査する必要がある。以下、蘭文典から鶴峯への研究史を追う。

第1章では、江戸期蘭文典の代表的著作の1つである吉雄俊蔵『六格前篇』（1814成）について論じる。この書はオランダ語の「格 (naamvallen)」を名詞に関する文法範疇として解説し、次の3点を述べる。[1] 格の種類に主格・属格・与格・対格・呼格・奪格の6格がある。[2] 名詞・代名詞が格機能（他の成分と格関係を結ぶ機能）を有する。[3] 格標示形式には、名詞・代名詞・形容詞・冠詞の形態変化（格変化）と、前置詞・感動詞がある。格標示形式として、格に関係のあるものを網羅的に示す点が特徴的である。

第2章では、もう1つの代表的な蘭文典である藤林普山『和蘭語法解』（1815序）について論じる。この書の「格」の理解は基本的に『六格前篇』と同じだが、格標示形式の捉え方に相違があり、「冠詞＋名詞」を基本形式とし、前置詞・感動詞を副次的なものとして扱う。格標示形式を1つの基本形式に統一するのがこの書の特徴である。

第3章では、上記の2書が日本語の「格」をどのように捉えたかを比較する。2書とも格を普遍的なものと考え、オランダ語を日本語訳する必要から、対照して日本語の格に言及している。2書の相違はやはり格標示形式に現れ、『六格前篇』はテニヲハ（助詞）を中心に、訳語として当てるものを網羅的に挙げるが、『和蘭語法解』は「名詞＋テニヲハ」に統一する。また、格標示形式が非表出の場合を、『六格前篇』は本居宣長（1730-1801）の用語を借りて「徒」と呼び、格標示形式の1つに数えるが、『和蘭語法解』はゼロ辞に近いものと考え、この場合にもテニヲハ相当があると見なして「名詞＋テニヲハ」に収める。

第4章では、鶴峯戊申『語学新書』（1833刊）が蘭文典から「格」をどのように取り入

れたかを明らかにする。この書は文法用語としての「格」をオランダ語の naamvallen と tijden (時制) に当たるものとして使用し、蘭文典から取り入れた名詞の 6 格に、動詞の 3 時制 (現在・過去・未来) を加えて「九格」とする。また、格標示形式を助辞 (助詞・助動詞) とした上で、「君 (=体言+主格助辞)」「臣 (=体言+その他の 5 格の助辞)」「民 (=用言+時制 3 格の助辞)」という統語的単位を設け、「君臣民」による文の構造を重視する。

第 5 章では、鶴峯の「君臣民」に国学 (本居宣長の研究) からの影響があることを論じる。宣長『詞の玉緒』(1779 刊) は対述語成分と述語成分の関係を「本」「末」と捉え、国学ではこれが継承されてきた。一方、蘭文典は 6 格を「能格 (主格)」と「所格 (それ以外)」に大きく分けた。この 2 つを鶴峯は統合する。「能/所」を参照し、「本」を解消して「君/臣」を設け、「末」を「民」と改め、全体を「君臣民」と再組織化した。

終章では、論文全体を総括し、鶴峯の研究を日本語学史に位置づける。「格」の研究史において、鶴峯の研究は蘭語学と国学の両方を受ける位置にあり、鶴峯は「格」を名詞に限らず、広く統語構造を反映するものとして捉え直した。ここに「格」の別の理解が生じたことが見て取れる。前述の山田・松下の「格」の使用もこれに続くもので、鶴峯の研究は近代の文法学説の先蹤として位置づけられることが明らかになった。

2. 本論文の評価

本論文について第 1 に評価される点は、日本語学史の分野で研究を行ったことである。日本語学の諸分野の中で、当該分野の研究人口は極端に少ない。これは研究の価値がないからではなく、他分野よりも多くの基礎知識が求められ、また原典資料を正確に読解する高い能力が必要とされるため、研究にとりかかるまでに長い準備期間を要するからである。当該分野で地道に努力を続け、新しい事実を発見したことは高く評価される。

第 2 に評価される点は、日本語学史の空白期間に当たる時期を取り上げたことである。近世江戸期の国学者の研究や、近代明治以降の言語学者・国語学者の研究を対象にした学史研究は多いが、近世江戸期の洋学者の研究またはその影響を受けた研究を対象にしたものはきわめて少ない。本論文が取り上げた鶴峯戊申はこの時期の重要な人物だが、これまでその真価が正当に評価されてこなかった。鶴峯の研究が蘭文典の安直な模倣や、蘭語学・国学の折衷ではなく、独自の学説を打ち立てたものであることを明らかにし、後代への影響を指摘したことは大きな功績である。

第 3 に評価される点は、いまだ活字翻刻や注釈のなされていない蘭文典を自力で精読し、正面から論じたことである。これまでも、先行研究で蘭文典の重要性を指摘するものはあったが、個別資料の書誌的研究や、学史的な見通しを示す段階のものが多く、本論文のように、蘭文典を日本語学史に明確に位置づけることを目的として、その内容を深く掘り下げ、具体的な指摘を行うものはなかった。これは研究段階を次に進めたものと評される。

今後の課題として、『六格前篇』『和蘭語法解』より前の時代の中野柳圃の蘭語学や、鶴峯より前あるいは同時代の学者 (富樫広蔭、鈴木重胤、林圀雄、など) の研究との関係、さらに鶴峯と山田・松下の間に位置する権田直助や大槻文彦の研究など、本論文で取り上げた範囲外の学説との比較によって、より詳細に歴史を記述することが求められる。また、本論文では、現代とは異なる鶴峯らの「格」の理解が示されたが、現代の研究水準から見てそれをどのように評価するべきかが示されていない。この点にも踏み込むべきだろう。

なお、本論文の第1章は『聖心女子大学大学院論集』34-2 (2012: 124-145)、第2章は『国学院雑誌』115-3 (2014: 1-14)、第3章は『日本語の研究』13-1 (2017: 18-34) に掲載されている。特筆すべきは日本語学会の学会誌『日本語の研究』に掲載されたことで、本誌は審査が厳正な、権威のある専門誌である。また、第2章の論文は同誌12-3 (2016) の「2014年・2015年における日本語学界の展望 (研究史)」に取り上げられ、評価されている。

3. 本論文の審査の過程

本論文は、2017 (平成29) 年10月26日に提出された。同年11月2日に学長より審査の付託がなされ、11月14日に大学院委員会了承による3名からなる審査委員会を設置、審査を開始した。審査委員会は2017年12月14日 (第1回)、同年12月21日 (第2回)、2018年1月24日 (第3回) の計3回開き、第3回では公開審査会および最終試験を実施した。

第1回審査委員会では、問題設定の妥当性、原典資料による調査の正確さが評価され、論旨の一部不明確な箇所と、現在の研究状況と本論文の関係について指摘がなされた。第2回審査委員会では、その点を総括的に討論し、さらに深めるべき内容が指摘された。第3回の公開審査会では、事実の確認や、今後の研究の見通し・発展性について質疑がなされ、相応の学力を備えていることが確認された。以上の審査を経て、審査委員会は、本論文が博士 (文学) の学位に値する内容であると判断し、合格とした。

博士学位論文
内容の要旨および審査結果の要旨
第16号

2018（平成30）年4月26日発行

発行 聖心女子大学大学院
編集 聖心女子大学大学院
〒150-8938
東京都渋谷区広尾4-3-1
電話 03-3407-5811（代表）